

**戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の
一部を改正する法律案の概要**

前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者の妻及び父母
に対する特別給付金を平成15年度以降も継続して支給する。

(平成15年4月1日施行)

< 特別給付金の額 >

戦没者の妻

(現行)

10年償還 額面180万円

10年償還 額面200万円

受給者の平均年齢：約85歳 受給者数の見込み：約183,000件

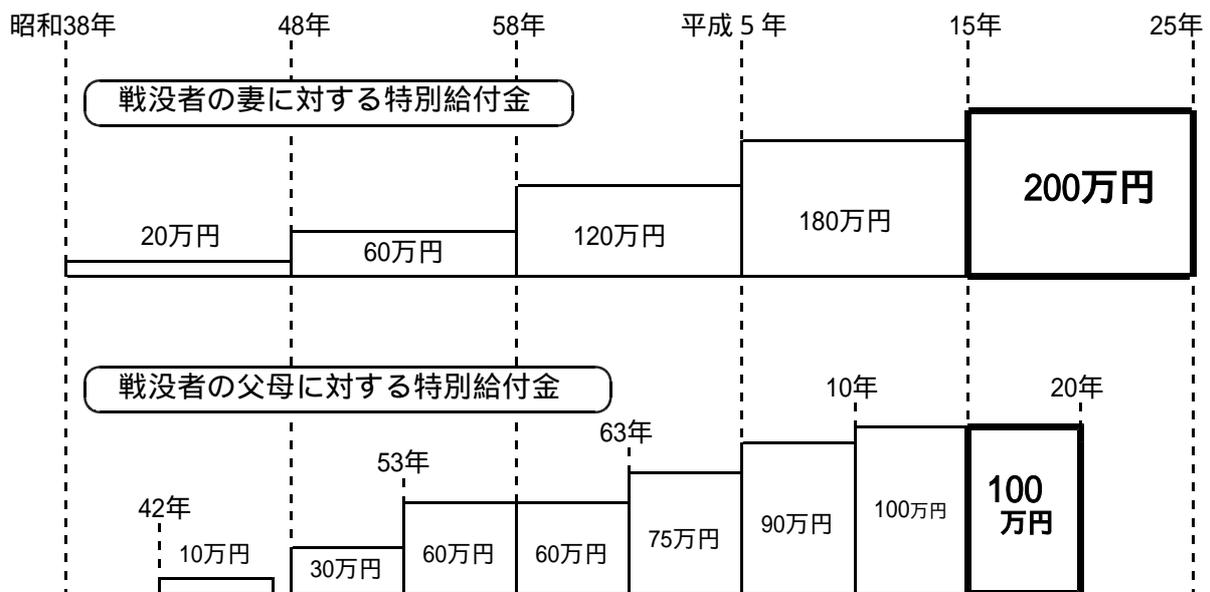
戦没者の父母

(現行)

5年償還 額面100万円

5年償還 額面100万円

受給者の平均年齢：約93歳 受給者数の見込み：約350件



照会先：社会・援護局援護課（内線3427）